

介護保険料 (第1段階～第3段階) の第1号保険料軽減強化について

非課税世帯の人の介護保険料は、公費を投入して軽減強化を行っていますが、令和元年10月の消費税率10%への引き上げに合わせて、次のとおり更に軽減強化を行います。

○65歳以上の人の介護保険料 (第1号被保険者)

■平成30年度～令和2年度介護保険料 (基準額)

年額87,600円 (月額7,300円) ※第5段階

■令和元年度 段階別保険料率と保険料 (第1段階～第3段階のみ)

段階	対象者	保険料年額 (保険料率)		軽減額
		変更前	変更後	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が村民税非課税の人 世代全員が村民税非課税者で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人 	39,400円 (基準額×0.45)	32,800円 (0.375)	△6,600円
第2段階	世帯全員が村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	65,700円 (基準額×0.75)	54,700円 (0.625)	△11,000円
第3段階	世帯全員が村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人	65,700円 (基準額×0.75)	63,500円 (0.725)	△2,200円

※合計所得金額とは？：介護保険では、地方税法上の合計所得 (収入から必要経費などを控除した額) から、譲渡所得にかかる特別控除額を差し引いた金額です。

■保険料の変更

- 普通徴収の人は、8月納期限保険料から変更されます。
- 受給している年金額によって、納付方法が異なります。
- 7月上旬に発送する介護保険料納入通知書で確認を行ってください。

■特別徴収と普通徴収、どっち？

- ▷年金額が
 - 18万円以上の人 → 特別徴収 (年金からの天引き)
 - 18万円未満の人 → 普通徴収 (納付書払い)
- ※18万円以上の人でも、年度途中で65歳になった時や住所異動、年金が一時差し止めとなった場合など、普通徴収になる場合があります。

〈問い合わせ〉健康推進課 高齢者支援係 TEL (67) 2704

後期高齢者医療の被保険者の皆さんへ 「後期高齢者医療保険者証 (保険証)」の更新のお知らせ

現在お持ちの保険証 (黄色) の有効期限は、令和元年7月31日までとなっています。

新しい保険証 (オレンジ色) は、7月中に簡易書留で郵送いたしますので、令和元年8月1日からは新しい保険証 (オレンジ色) をお使いください。

新しい保険証 (オレンジ色) に記載してある一部負担金の割合は、令和元年度の市町村民税の課税所得をもとに判定しています。

なお、現在お持ちの保険証 (黄色) は、令和元年8月1日以降に、役場健康推進課へお返しく下さい。

【一部負担金の割合】

同一世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、市町村民税の課税所得が145万円以上ある人がいる世帯の被保険者	➡	一部負担金の割合は (病院等での窓口負担) 3割
上記条件に該当しない世帯の被保険者	➡	一部負担金の割合は (病院等での窓口負担) 1割

※新しい保険証の裏面に臓器提供の意思表示欄がありますので、臓器提供の意思表示をする際は、ボールペンで記入してください。なお、個人情報保護のためのシールを担当窓口にて用意しておりますので、詳しくは役場健康推進課へお問合せください。

〈問い合わせ〉健康推進課 医療保険係 TEL (67) 2704